○政治資金適正化委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年一月三十一日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一〇一二	吉村　実	二九、一、一三	本人からの申請
一六三八	森下　徹	二九、一、一三	本人からの申請
四〇四八	城貝　容子	二九、一、一三	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第六号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年一月三十一日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二三五	村山　敬子	三八五四	二八、一二、一九

○法務省告示第五十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年六月九日法務省告示第三百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月三十一日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表日本興志株式会社の項中「東京都豊島区池袋二丁目四十五番一号」を「東京都板橋区常盤台二丁目一番十七号」に改める。

○法務省告示第五十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月三十一日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社明星プレス	愛知県豊橋市飯村町字西山二十五番地の七	溶接

○法務省告示第五十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月三十一日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

中央精機株式会社	愛知県安城市尾崎町丸田一番地七	機械加工
株式会社岡島パイプ製作所	愛知県東海市大田町上浜田五十八番地	工業包装

○法務省告示第五十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月三十一日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

有限会社岡田工業	滋賀県近江八幡市牧町二千五百七十三番地	とび

○法務省告示第五十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十二条第一項の規定に基づき、次の者が行う認証紛争解決手続の業務の変更の認証をしたので、同条第四項で準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年一月三十一日

法務大臣　金田　勝年

認証紛争解決事業者の名称及び住所

新潟県土地家屋調査士会

新潟県新潟市中央区上大川前通六番町千二百十一番地五

変更の内容

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第六条第十五号に係る変更

変更の認証年月日

平成二十九年一月十六日

○外務省告示第四十号

平成二十九年一月十日にバグダッドで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がイラク共和国政府との間に行われた。

平成二十九年一月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、イラク共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とイラク共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百七十二億二千万円（二七、二二〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、電力セクター復興計画（フェーズ3）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、イラク共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、イラク共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利に〇・〇五パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は〇・一パーセントとする。

(d)　(b)及び(c)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(e)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(f)　1に規定する借款の額の〇・二パーセントの率で、前払の手数料が課されることになる。(e)に規定する支出期間が延長されないこと及び前記の支出期間内に支出が完了することを条件として、1に規定する借款の額の〇・一パーセントに相当する額が払い戻されることになる。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(e)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、イラクの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。